

## 商品概要説明書

### 定期積金＜定額式＞

(2019年11月1日現在)

商品名	・ J Aバンク子育て応援定期積金
ご利用いただける方	・ 18歳以下の子どもを養育する個人
期間	・ 期日指定方式 6か月以上5年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 掛込周期は1か月とします。 ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・ 1回あたり10,000円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 契約時の定期積金の店頭表示利回りに、養育する18歳以下の子どもの人数に応じて、次の上乗せ利回りを加算した利回りを満期日まで適用します。 ①養育する子どもが1人の場合・・・0.10% ②養育する子どもが2人の場合・・・0.15% ③養育する子どもが3人以上の場合・・・0.20% ・ J Aで「児童手当」または「給与」をお受取りいただいている場合は、さらに0.05%を上記適用利回りに加算します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利（約定利回り）については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りにJ A所定の利率を上乗せした利率) ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 解約日における普通貯金利率
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金はJ Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきましたJ Aにお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

	<p>お申込みいただきましたJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<b>その他参考となる事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 養育する18歳以下の子ども的人数を証明する健康保険証や住民票等を提示いただきます。</li><li>・ JAで「児童手当」もしくは「給与」のお受取りをご利用いただいている方は、総合口座通帳等をご提示いただきます。</li><li>・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li><li>・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li><li>・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li></ul>